

大阪市障がい児等療育支援事業の実施上の留意点について

令和8年1月

大阪市福祉局障がい福祉課

①本事業は、主として、障がい受容が進んでいないなどの理由により、障がい福祉サービスや障がい児通所支援等を利用できない方を対象としています。

留意点

- ・本事業は、障がい児（者）及びその保護者の障がい受容が進んでいない等の事情がある方が前提となりますので、法定給付事業で必要な支援が受けられる場合は、原則として本事業の対象となりません。
- ・障がい者手帳の交付や、障がい福祉サービスや障がい児通所支援等の受給者証の交付を受けている場合は、障がい受容が一定進んでいるものと考えられるため、原則として法定給付事業等による支援を検討していただくことになります。

②本事業は、「療育」という観点から、主として児童を対象としています。

留意点

- ・本事業の主たる対象者は、児童及びその保護者と、障がい児が通う保育所等の職員となります。
- ・しかし、児童期に適切な療育等を受けることができず、18歳に到達してから療育支援が必要となる場合も考えられますので、成人した重症心身障がいと知的障がいのある方も対象としています。

③本事業は、障がい児（者）及び保護者の障がい受容を進め、法定給付事業などの適切な社会資源へつなげる事業です。支援の目的や内容、法定給付事業等へつなげる時期を明確にするなど、計画的に支援を提供してください。

留意点

- ・本事業は、対象者が法定給付事業を利用するなど、地域において適切な療育や相談等が受けられるように支援するものであり、長期間にわたる支援を想定したものではありません。
- ・本事業は、障がい児（者）及びその保護者の障がい受容を進めるることを主たる目的としているから、両者に対して支援を実施することが必要です。